

平成29年第3回八千代町議会定例会会議録（第4号）

平成29年9月13日（水曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（9番）	大久保 武君	副議長（2番）	国府田利明君
1番	増田 光利君	3番	大里 岳史君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
6番	上野 政男君	7番	中山 勝三君
8番	生井 和巳君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

12番 宮本 直志君

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	谷中 聰君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	柴森 米光君
秘書公室長 兼秘書課長	青木 喜栄君	総 務 部 長	鈴木 一男君
企画財政部長 兼まちづくり 推 進 課 長	野村 勇君	保健福祉部長	相田 敏美君
産業建設部長	生井 俊一君	総 務 課 長	中久喜 勉君
消防交通課長	宮本 克典君	税 務 課 長	鈴木 衛君
財 務 課 長	中村 弘君	福 祉 課 長 兼 健康増進課長	宮本 正美君
長寿支援課長 兼国保年金 課 長	塚原 勝美君	産業振興課長	渡辺 孝志君
都市建設課長	木村 和則君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高野 実君
教育次長兼 学校教育課長	鈴木 忠君	公 民 館 長 兼 生涯学習課長	青木 和男君

給食センター
所 長 青木 一樹君 総務課 参事 生井 好雄君
財務課 主査 安江 薫君

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 補 佐 小林 由実
主 幹 田神 宏道

議長（大久保 武君） 引き続きご参集くださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第4号）

平成29年9月13日（水）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（大久保 武君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音などにつきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご了承願います。

ここで、脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長（大久保 武君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

きのうの会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、5番、大久保弘子議員の質問を許します。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきますと思います。

まず初めに、就学援助制度についてです。今子どもの貧困は深刻です。日本の子どもは、6人に1人が貧困の中にあることが明らかになっています。生まれ育った環境によって子どもの教育に格差が生じないよう最優先課題として対策を考える必要があると思います。就学援助制度は、全ての子どもにひとしく安心して学ぶ機会を保障する一環として、大変重要な制度です。

昨年3月から5月にかけての私ども日本共産党の国会質問に対し文科省は、2017年4月からの入学準備金の単価引き上げと支給時期について改善を表明しました。文科省は、今年3月31日に生活保護と同水準の要保護世帯の小中学生への入学準備金を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出しました。交付要綱の一部を改正し、入学準備金の交付対象に就学予定者という文言を追加しました。通知によると、入学準備金の単価は、小学生で1人4万600円、中学生で4万7,400円となり、前年度比で倍増になります。そこで、1つ目に、入学準備金について当町の対策はどうか。増額の予定はあるのか。あるとすれば、支給対象者数と支給額は幾らになるのか、お聞きをいたします。

2つ目に、文科省は小中学校入学前の時期に支給できるよう約束しました。常総市では、来年3月に前倒し支給を決めています。当町におかれましても、来年3月の前倒し支給を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、国保の都道府県単位化についてお伺いをいたします。国保は、人々の医療を受ける権利を公的責任で保障する公的医療保険の一つです。その運営のため、国庫負担が導入され、国の社会保障として運営されています。ところが、国庫負担の半減、加入者の貧困化によって住民の命と健康を守るはずの公的医療保険が保険料の過重負担で被保

険者を苦しめ、滞納増、徴収強化の悪循環をもたらしています。国は国保財政の運営責任を都道府県に負わせ、医療費適正化計画による給付費抑制や地域医療構想による病床削減などの権限を全て都道府県に集中し、一体的施策として医療費削減を強力に推し進める方向で、平成30年度からの実施を進めています。

厚労省は、7月10日、国保の都道府県単位化に向けた第3回試算の方針を都道府県に通知しました。第2回の試算では、市町村独自の法定外繰り入れが含まれず、保険税が埼玉県など先行自治体で最大7割増など、住民からの不安と怒りの声が上がっていました。当町でも6月議会の私の質問で、保険税の大幅増が予想されるとの答弁がありました。国は、第3回の試算で保険料の負担の急変を極力避ける姿勢を明確にしました。多くの声が反映されまして、そういう方向を打ち出しました。平成30年度の公費拡充分1,700億円のうち1,200億円や医療費の伸びが低かった平成29年度の2月診療分までの実績が反映されます。さらに、平成28年度に法定外繰り入れや基金取り崩し等で保険料増加を抑制した市町村は、同額を平成29年度に繰り入れた上で試算することを要請しています。保険料の伸びを一定割合で頭打ちする激変緩和も行われます。国への情報提供として市町村ごとの実際の1人当たり保険料額、世帯当たり保険料額との比較も求めています。国への報告は8月31日となっています。公表するかは自治体の判断に任されていますが、公表は国保運協や議会、マスコミ等の公表において共通とされています。

そこで、1つ目に、町民の負担が第2回試算から第3回試算でどのように変わるのか、試算の公表をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目に、平成30年度から実施の予定がされている国の財政調整機能の強化として自治体の責めによらない要因による医療費の増、負担への対応の一つとして子どもの被保険者数とあります。国保は世帯の人数が多いほど国保税が高くなる仕組みで、子どもの多い世帯の負担が重くなっています。均等割で生まれたばかりの赤ちゃんまで国保税がかかります。子どもの均等割はなくすべきです。当町の場合、18歳以下の子どものいる世帯は554世帯、1,036人となっております。一般会計からの法定外繰り入れを継続すると同時に、保険者支援金により子どもの均等割分約3,000万円を免除すべきです。少子化対策、子育て支援と位置づけて国保の軽減を拡充することを提案いたします。

次に、介護保険新総合事業についてお伺いいたします。2015年度から要支援1、2を介護保険から外し、行政が主体に新総合事業としてスタートし、2017年4月から全自治体を実施することになりました。新総合事業に移行することにより、これまで全国一律

で1割の負担でサービスが受けられていたものが、サービスの内容、人員、運営、単価などの統一基準がなくなるため、市町村ごとにサービスがばらばらになり、低下してまいります。

今年8月19日付の新聞によりますと、共同通信の調査で県内市町村の約62.5%、25市町が運営に苦勞していると回答したと報じられました。地域住民の支え合いを軸とした介護サービスの仕組みづくりの難しさが浮かび上がったということです。事業への移行で処理可能な業務量を逸脱しているという自治体もあらわれているそうです。

また、介護予防サービスの利用状況について、厚労省の実態調査によると、利用者数は前年度比3.8%減の150万100人、介護予防サービスですが、2006年度の制度開始以来初めて減少に転じました。要支援者に対する訪問介護、通所介護など予防サービスを介護保険給付から市町村運営の総合事業への移行は、自立支援、重度化防止の名で公的サービスを切り捨てるものと私ども日本共産党は強く反対してきました。

今回の実態調査によっても介護保険があっても使えない実態が改めて浮き彫りになりました。1つ目に、当町の運営状況と利用状況はどうかお伺いいたします。

2つ目に、全国各地の介護事業所では、軽度者の介護は事業所の報酬が低く、採算が悪化、軽度介護から撤退するなど混乱も起きているということです。実態を把握しているかお聞きいたします。

3つ目に、チェックリストの導入についてお聞きいたします。今回の総合事業の問題の一つである介護認定の前のチェックリスト25項目の活用は、介護認定を受けさせない水際作戦になっています。介護の必要性についての判断は、本来最初の相談の段階で病歴や初期の認知症がないかを聞き、さらに在宅での生活状況を見て住宅改修などの必要性がないかなどの情報を収集した上で行われるべきもので、そうした点が簡略化されることにチェックリストの問題点があります。当町の窓口で相談があった場合は、どういう対応をしているのかお聞きいたします。

4つ目に、介護保険料を滞納した場合、要介護者のペナルティーが科せられるということになっています。当町の状況はどうかお聞きをいたします。

以上で私の一般質問1回目を終わらせていただきます。答弁によっては、再質問をさせていただきますと思います。

議長（大久保 武君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 議席 5 番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

当町の就学援助対象世帯は、生活保護に準ずる程度に困窮していると町が認める準要保護世帯と、障害のある児童生徒が特別支援学級に通学する家庭で、経済状況等に応じ国の基準で町が認めた世帯となります。

生活保護に準ずる程度に困窮している世帯としまして、町民税が非課税である世帯、児童扶養手当が支給されている世帯、保護者の職業が不安定で生活状況が悪い世帯、また災害等特別な事情がある世帯としてございます。

議員ご質問の援助の対象となる項目の支給限度額につきましては、生活保護費の対象となる項目の支給額に準じてございます。したがって、生活保護費の支給限度額が引き上げられた場合には、それに応じて町の準要保護に関する支給額についても引き上げている現状でございます。

人数ですが、昨年度の数でお答えさせていただきますと、小学校新 1 年生が 8 名、中学校が 20 名、引き上げ後の金額の合計が 127 万 2,800 円となるかと思っております。こちらにつきましては、今年度既にこの国の基準額に準じて引き上げの措置をとってございますので、ご理解を願います。

次に、新入学児童生徒の学用品費であります入学準備金の支給前倒しについてですが、現在は入学前の 2 月に学校を通じて認定の申請の受け付けを行い、4 月以降に審査、5 月に認定事務を行ってございます。ご指摘の支給前倒しにつきましては、現在来年度当初予算への計上を念頭に、保護者への周知、認定方法、また認定、支給時期等について要綱、それから事務処理マニュアル等の整備など、準備作業を進めておりますので、どうか議員のご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 議席番号 5 番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

国保の都道府県単位化について、第 3 回試算の公表について国へ提供した実際の 1 人当たり、世帯当たり保険料との比較の公表でございますが、この第 3 回目の試算は、平成 28 年度の実績等により算出されております。平成 29 年 8 月 29 日付の県の通知によりま

して、8月31日に試算結果が送られてきたところでございます。その試算結果でございますが、国保事業費納付金額は約11億6,000万円でございます、1人当たり約13万9,000円、1世帯当たり約27万9,000円でございます。しかし、この国保事業費納付金約11億6,000万円につきましては、まだ試算の段階であり、この後11月中旬ごろに仮係数による納付金額推計値が県より通知され、確定係数による県からの納付金額通知は平成30年1月下旬ごろとなる予定でございますので、あくまでも目安としてご理解をいただきたいと思っております。

次に、法定外繰り入れの継続と保険料の引き下げをでございますが、平成24年度から28年度における一般会計からの法定外繰入金は、平成24年度が約9,900万円、平成25年度が約1億1,500万円、平成26年度が約1億4,000万円、平成27年度が約1億7,900万円、平成28年度が2億6,500万円で、5年間の合計では7億9,800万円となっており、厳しい町財政の中、一般会計を圧迫しております。本来特別会計は、独立採算制が原則となっており、不足する額は保険税率を改正して賄うべきでございますが、被保険者の負担を考慮した場合、一気に保険税を改正すると保険税の負担が大きくなると考えられます。平成30年度からの国保制度改革により都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は国保事業費納付金を県に納付することになりますので、保険税率の改正が必要になる場合には、時間をかけながら段階的に保険税率及び課税方式を改正して、一般会計からの法定外繰入金をなくすようにしていきたいと考えております。併せまして、病気の早期発見や予防のための特定健診や人間ドック検診を推進しまして、医療費の抑制を図ってきたいと考えております。

また、保険者支援分として公費が投入されておりますが、この公費の投入は国保特有の低所得者対策の拡充であり、一般会計から法定外繰入金に頼らざるを得ない市町村保険者に対する財政支援が目的とされておりますので、保険者支援分及び法定外繰り入れを継続することによる国民健康保険税の引き下げにつきましては、困難なものと考えております。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、介護保険新総合事業について、軽度者向けの介護サービスが自治体に移行されたが、その運営状況はについてでございますが、平成26年の介護保険法の改正に伴い、平成27年4月から新しい総合事業、いわゆる介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。介護保険法の改正に伴う予防給付の見直しにより、総合事業はそれぞれの地域の実情に合わせて、市町村が実施することとなりました。既存の事業に加え、N

PO法人やボランティア、民間企業等さまざまな主体による多様なサービスを提供することで、要支援者等のサービスの選択肢を広げ、安心して在宅で生活できるよう自立の促進や重度化予防の推進を図り、結果として費用の効率化を目指すものでございます。

本町でも、平成29年4月から総合事業を開始して事業の推進に取り組んでおります。総合事業では、これまで要支援1、2で予防給付を受けていた方に加えまして、基本チェックリストを使ってサービスの利用を受けることができる事業対象者が新たにサービスの対象者となりました。要介護認定を受けずに市町村の窓口で行う基本チェックリストの該当によって、訪問介護、ヘルパーの利用と、通所介護、デイサービスのサービスに限って利用ができるようになりました。今まで1カ月くらいの時間を要した認定の時間が短縮され、迅速なサービス利用につながられるようになりました。

サービスの提供につきましても、本町では総合事業の開始に当たり、予防給付で行っていたサービスと同じ現行相当のサービスに加えて、人員や設備の基準を緩和した緩和型のサービスも提供できるようにしました。現在緩和型のサービスを提供する事業所は、町内にはございませんので、現状で従来のサービス提供と大きく変わった点はございません。また、保健・医療の専門職により3カ月から6カ月の短期間で、運動器の機能向上や栄養改善等の生活機能の改善を図る短期集中の通所型サービスを八千代病院に委託して実施しております。

総合事業の対象者についても、9月5日時点で男性8人、女性28人の計36の方が事業対象者として訪問型と通所型のサービスを利用しております。

次に、採算悪化で手を引く事業所も、当町の実態はについてでございますが、総合事業の開始に伴って事業の休止や廃止となった事業所はございません。平成27年度の介護報酬改定に伴い、サービスを見直す事業所や経営の合理化を図るといった経営改善をする事業所があることは認識しております。いずれにいたしましても、町内の介護サービス事業所は、町の貴重な地域資源であります。今後も国、県の動向を注視しながら利用者目線に立ったサービスが提供できるよう事業所の育成、支援を進めていきたいと考えております。

次に、チェックリストの導入についてでございますが、基本チェックリストは、市町村が行う介護予防事業で近い将来、要支援、要介護状態となるおそれがある65歳以上の高齢者の方で、介護認定を受けていない方、いわゆる二次予防事業対象者である特定高齢者を選定するために厚生労働省が作成したものでございます。基本チェックリストは、

社会参加や低栄養状態、認知症など25の質問項目に「はい・いいえ」で回答するものです。総合事業の実施に当たり、厚生労働省が示したガイドラインでは、基本チェックリストの活用について、従来のような二次予防事業対象者の把握のためという活用方法ではなく、相談窓口において必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを事業で利用できるよう本人の状況を確認するツールとして用いると定めております。基本チェックリストについては、その利用方法や考え方、質問項目の趣旨についてもガイドラインに示されております。

また、サービスの提供に当たっては、介護予防ケアマネジメントで利用者本人や家族との面接で、基本チェックリストの内容をアセスメントによってさらに深め、利用者の状況や希望等も踏まえて自立支援に向けたケアプランを作成し、サービス利用につなげるものでございます。

次に、滞納による介護サービス給付に対するペナルティーについて、実態はでございますが、介護保険制度は老後の生活が誰の責任のもとに営まれるのかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によって賄う、負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されております。介護の問題は切実なものとして誰にでも起こり得る事柄であり、自己責任の原則と社会的連帯の精神に基づき、40歳以上の皆さんが納めている保険料が大切な財源となって制度を支えています。こうしたことから介護保険の保険料の滞納が長く続く被保険者に対しては、介護保険法に規定された保険給付の制限等がございます。

具体的には、納期限から1年以上保険料を納付していない場合、支払い方法の変更を行います。これは、サービス費用の全額を一旦サービス利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われる償還払いへ支払い方法を変更します。

次に、納期限から1年6カ月以上保険料を納付しない場合には、サービス費用の全額をサービス利用者が負担し、全額支払ったサービス費用のうちの自己負担分を除いた介護保険給付額を払い戻すのですが、その全額または一部が滞納している介護保険料を納めるまで一時的に差しとめとなります。なお、滞納している保険料が引き続き納付されない場合は、差しとめられた介護保険給付額を滞納していた介護保険料に充てることとなります。

また、保険料徴収の権利は2年間で時効となります。徴収の権利が時効により消滅している未納期間を保険料徴収消滅期間と申しまして、認定を受けた第1号被保険者の認

定前10年間に徴収権消滅期間があるときは、その期間に応じて保険給付費が7割に引き下げられるとともに、高額介護サービス等が支給停止となります。

なお、支払い方法変更を介護保険証に記載する際には、弁明の機会が付与されています。また、こうした保険給付の制限等は、災害等の特別な事情がある場合には、これらの措置は講じられず、また既に講じられているときは措置が解除となります。現在こうした保険給付の制限等行っている方は、本町にはおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

議員ご指摘のように、就学援助制度とは、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等、就学に必要な経費の一部を援助する制度であります。当町の就学援助につきましては、先ほど次長が申し上げたとおりであります。

この事業は単独事業ということもあり、市町村によって一部差異はございますが、今後も就学困難な児童生徒に対し、町として丁寧に対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

国保の都道府県単位化についてでございますが、法定外繰り入れの継続と保険料の引き下げをでございますが、本来国保財政の財源が不足した場合は、国保税の引き上げによる対応をすべきであります。

しかし、国保に加入している被保険者は、社会的弱者と言われる高齢者の方や定年等による会社を退職し、収入の少なくなった方が多く加入している現状でございます。このような被保険者の方に経済的負担の軽減のため、町から法定外繰り入れを行い、財政援助をしているところでございますが、この法定外繰入金は、平成24年度から平成28年

までの5年間約7億9,800万円となっております。厳しい財政の中、大きな負担となっております。

このため、保険者支援分及び法定外繰り入れの継続による国保税の引き下げにつきましては、困難であると考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） 議長からただいま再質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきますと思います。

1つ目に、先ほど就学援助制度について教育次長及び教育長からご答弁をいただきました。八千代町でも2017年、今年度から就学援助、入学準備金の引き上げ、増額を実施しているという答弁をいただきました。また、入学準備金の前倒しについても、準備作業をしているというご答弁をいただきました。本当にこれまでの努力というか、そういうものが実ってきたのかなというふうに思っております。ご家庭の保護者の皆さんも本当に喜ばれるのではないかと思います。小学校、中学校に上がる、入学する前には、非常にお金のかかることですので、これで助かるのではないかと思います。

1つお聞きをしたいのですが、先ほど支給額については総額でおっしゃられました。あと、対象者数についておっしゃられましたけれども、当町の場合の1人当たりの額が、私の記憶、メモでは約6万3,000円ぐらいなのでしょうか、そのところをもう一度確認をさせていただきますと思います。

それから、来年度に向けての入学前の前倒し支給について準備をしているというご答弁はありましたけれども、これは来年度に入学する児童生徒に対しての来年の7月の支給を前倒しするということか、それともその後1年後の7月に支給する分を3月にするということか、どちらで理解したらよろしいかお聞きをいたします。

また、国保についてですけれども、先ほどご答弁をいただきまして、2回目の試算では、11億6,000万円の県の試算で、1人当たり27万9,000円というご答弁だったような気がします。現在10万円から11万円の保険料、平均で1人当たりが支払われていると思いますが、この差額は約17万9,000円ということになると思うのですが、1人当たりの2回目の試算では約17万9,000円ほど値上げになるという試算でよろしいのでしょうか。

それと、3回目の試算が行われておりまして、その試算の結果はいつごろわかるのか。それによって2回目試算と国の対策では、極力負担を避けるという意味で医療費の伸びが低かった自治体に対して、その実績が反映されるということです。

それと、あと法定外繰り入れ、28年度などが保険料増加を抑制した市町村には同額をという平成29年度に繰り入れた上で試算するということを要請しているということですが、もう一つは激変緩和も一定の伸び、保険料の伸び、一定割合で頭打ちする激変緩和も行われるということですが、そういう対策によって第3回目の試算が行われるということですが、2回目試算1人当たり約27万9,000円と比較して3回目の試算でどのくらいと予想されるのか、お聞きをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（大久保 武君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 5番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

まず、金額のお話ですが、先ほど私が申しあげました金額につきましては、新入学児童生徒学用品費のみの金額を申しあげさせていただきました。議員がおっしゃったように、国の基準が引き上げとなり、小学校入学児童が2万470円から4万600円に引き上げになります。中学校入学生徒につきましては、2万3,550円から4万7,400円への引き上げでございます。その単価に人数を掛けたもので先ほど答えさせていただきましたので、ご理解をお願いします。

それから、支給前倒しの件でございますが、私が申しあげました内容でございますが、来年度当初予算への計上ということで、今準備を進めております。その来年度当初予算に計上するこの入学準備金については、31年入学の児童生徒への前倒し分を来年度予算では、したがいまして2カ年分が計上されるというような形になるかと思えます。そのようなことで現在準備を進めておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 議席番号5番、大久保弘子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの再質問の件でございますが、3回目の試算をということでございました。先ほど答弁させていただきました内容が3回目の試算ということでございまして、国保事業の納付金額がその3回目の試算結果ということなのですけれども、約11億6,000万円というような見込みでございまして、1人当たりで約13万9,000円、1世帯当たりで約27万9,000円というような概数になってまいります。

それで、極力その負担を避ける法定外繰り入れとか、そういうことで第3回目の予想ということでのご質問の内容もあったかと思うのですが、現在までの3回までのところではそういう状況でございまして、ただ先ほども答弁させていただいた中で、まだ試算の段階でありますということと、11月中旬ごろに仮係数による納付金額推計値が出るようになっております。それから、確定係数による県からの納付金額通知等については、来年、平成30年1月下旬ごろという予定がされているところでございますので、現時点ではあくまで目安ということでのご理解をいただきたいと思っております。

それで、これから時間をかけて、そういう予定に合わせていろいろな作業が進んでいく中で数字がまた公表になってくるものと思っております。現在あります、まだ不確定要素を含んでおるところもございまして、そういう情報を私どもも精査しながら、その負担につきましては今後精査してまいりたいというようなことで今作業を進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 最後に再々質問ありますか。

5番（大久保弘子君） 以上で終わります。

議長（大久保 武君） 以上で5番、大久保弘子議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入れかえを行います。答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、2番、国府田利明議員の質問を許します。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問に入らせていただきたいと思いますというふうに思います。私の項目は、3項目というふうになっております。

まず、大項目1の青少年非行防止と健全育成について。これは、教育に関する当町の児童や青少年の現状や犯罪に関することについてになります。まず、今年あった犯罪の

一例を挙げたいというふうに思います。今年2月、八千代町出身の未成年の少年が強姦の容疑で古河署に逮捕されるという事件がありました。全国的に青少年による犯罪、非行防止について把握をする目的で、私を含め埼玉、千葉、茨城県の議員有志5名で、今年7月に埼玉県川越刑務所のほうに研修に行っていました。内部も見学をさせていただきまして、所長様より会議室にて施設の説明、受刑者の日常や入所から社会復帰までの流れ、職業訓練、矯正指導の取り組みと福祉的支援、そして再犯を起ささないようにするための取り組みなどご説明をいただき、大変実のある研修というふうになりました。

青少年の犯罪率で高いのが、性犯罪や詐欺などが比重的に多かったです。そこで、重要に感じたのが、再犯率が非常に高いということです。また、国においては、平成29年末に再犯防止推進計画が策定される予定であります。これは、犯罪のない安全安心な社会を築くために大切なことであります。

以上のことから、当町での認識を含め、質問に入らせていただきます。まず、教育次長にお伺いします。学校関係等で非行防止、健全育成についてどのようなご指導をされているのか、簡潔に教えていただければと思います。

そして、次に総務部長に伺います。青少年の犯罪防止策として、町としての取り組みについて伺いたいというふうに思います。

そして、町長に伺います。法律が平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律、104号が成立施行され、国においては本年、平成29年末をめどに再犯防止推進計画が策定される予定であります。法に規定する地方公共団体の責務についてどのような対応を必要と考えてられるのか、町としての見解を伺います。

続きまして、大項目2の災害等に関する町の対応に入らせていただきます。ここ近年、さまざまな災害があります。大地震などによる災害、異常気象による自然災害、県内では常総市の水害やつくば市の竜巻災害などもありました。昨日、先輩の生井議員さんも質問をされましたが、突発的な北朝鮮での弾道ミサイル発射による災害になり得るかもしれないということもあり、今国では大きな問題というふうになっております。

8月29日5時58分ごろに北朝鮮弾道ミサイルが発射されました。テレビで一斉に報道がされ、当町では防災無線、Jアラート等が鳴りました。頑丈な建物または地下室に避難をしてくださいとのことでした。また、国のSNS、首相官邸災害危機管理情報では、政府対応についてタイムリーに情報提供を行い、茨城県防災危機管理局でも被害情報提

供などの対応等がされておりました。そして、各市町村の自治体の動きはさまざまであり、隣の常総市におかれましては、朝7時20分ごろに神達市長は緊急会議を開催し、情報収集をし、状況報告及び今後の対応の協議を迅速にしておりました。対応については、常総市に関してはテレビ報道やSNS、市民に情報提供する、そういった対応をしていくというふうなことでした。

近年、SNS活用をする人口が急増し、改めて重要性を感じました。これは国を中心とした問題ではありますが、こういった緊急を要する災害に対し、町はどのような対応をし、考えがあるのか、そういった観点からお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

質問に入ります。総務部長にお伺いをいたします。総務部長は、弾道ミサイル発射時、緊急会議を開き、また全戸資料配布、またホームページでの記載など、そういった対応をしたとのことですが、そのときにいた具体的なメンバーをお聞かせください。また、今後を含めた対応について伺いたいというふうに思います。

そして、次に町長にお伺いします。北朝鮮弾道ミサイル発射があった8月29日当日は、首長としてどのような対応をされたのか伺います。

続きまして、大項目3の町長の町政運営の指針に入らせていただきます。私は、約6年間町長の町政運営に携わって見てきました。その中で、過去に何度も日野自動車の企業誘致の一般質問も、僕も含めていろんな議員さんたちがされてきました。農産物のブランド化も、それに対しても質問をしてまいりました。町営住宅、そういった件も質問いたしました。ほかにも過去たくさんのさまざまな質問をし、できる限りの提案をしてまいりました。

昨日一般質問の初日があって、私は町長のいろいろな答弁を聞いていたわけですが、町長は農業を中心としたまちづくり、定住促進は早急に取り組む最重要課題で、特に若者の人口減少、それを防ぐには、そのためには働く場の雇用の確保を図ると発言され、企業誘致に関しては2つの企業が現段階で鏡ヶ池ゴルフ場跡地を検討しているということでした。さらには、少子高齢化対策に関しての出産子育て奨励金30万円から50万円に引き上げの質問に関しましては、大した効果がないというふうなお考えでした。

私は、この一向に結果が出ない町政運営に対し、町民の声を届ける議員として町長にきちんとした町政運営の指針を伺いたいというふうに思います。町長に4点ほどお伺いいたします。

まず初めに、みずからトップセールスの日野自動車を含む企業誘致をするという5年以上結果が出ない理由をお聞かせください。

2点目として、トップセールスは本人、自分みずから足を運んだのは、ここ3年ぐらいで、年に何回どこに行かれてトップセールスされているのか。

3点目といたしまして、この農業を中心としたまちづくりを図るというふうな考えをお持ちだというふうなきのうありましたので、農産物のブランド化を図るというふうな形は、これは平成27年度までに1品を目標に結果を出すことになっておりましたが、私は何がどうブランド化されたのか、ちょっと結果が出ていないというふうに思っております。ブランド化に対してどのようなお考えをお持ちなのか、答弁を願います。

そして、4点目に、当町での自主財源の確保についてどう考えているのか。国からの交付金頼りの町政運営だけでは、私はまずいと思っています。自主財源をどのように確保していくのかというその点をどういった案をお持ちなのかということ、以上のこの3項目に対して明確な答弁を求めまして、毎回答弁漏れがありますので、再質問も必要になるかと思えます。できるだけ答弁漏れのないようにわかりやすいように簡潔に答弁を願いたいというふうに思います。

議長（大久保 武君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 議席2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

青少年非行防止と健全育成について、初めに小中学校での対応について申し上げます。情報の進歩に伴いまして、携帯電話やスマートフォン等の活用が急激にふえ、その社会の変化に対応できるよう小中学校における生徒指導の充実を図っておるところでございます。

教育委員会としても、学校関係者以外に警察や少年指導委員等の外部関係者と連携して校外指導連絡協議会や、学校の生徒指導担当者による生徒指導連絡協議会、また町保健福祉部中心に教育委員会や学校、主任児童委員、児童相談所、保健所等による要保護児童対策地域協議会など、関係機関等と積極的に連携した指導・援助を図るとともに、児童生徒理解や学校における生徒指導体制の充実と組織的、体系的な取り組みを推進しております。

また、生徒指導加配教員の配置やスクールカウンセラーの派遣に合わせまして、町適

応指導教室「けやきの家」での教育相談の充実など、児童生徒一人一人の心の問題への対応にも努めているところでございます。

携帯電話やスマートフォン等のインターネットに関するトラブルの増加も予想されることから、今後さらに学校、家庭、地域での連携を強化し、非行の未然防止に努めてまいります。

また、生涯学習課では、各種事業を通しまして、次世代を担う子どもたちの非行防止、そして健全育成に努めております。主な事業について紹介をさせていただきますと、小学生を対象に、生きる力、自立する力、助け合う心を育てることを目的とした7泊8日の長期宿泊体験事業や地域の人、学校、学年の違う友達と遊びながら、ルールを身につけたり、協力したりしながらふだんの生活ではできない体験教室等も実施しております。

次に、町で委嘱をしております青少年相談員の主な活動を紹介させていただきますと、町内小中学校7校と八千代高校合わせて8校において、登校時間に合わせて「あいさつ・声かけ運動」を行っております。さらに、町内のスーパー等の店頭において街頭キャンペーンによる社会環境の健全化活動も実施しているところでございます。今後もさらなる事業の推進、また青少年相談員活動の充実を図り、青少年の健全育成と非行防止に努めてまいりますので、議員のご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 総務部長。

（総務部長 鈴木一男君登壇）

総務部長（鈴木一男君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問につきましては、青少年の非行防止と健全育成について、町の認識と今後の取り組みに関する内容ということでございますが、まず少年非行等の現状につきましてご説明させていただきます。なお、参考としております数値につきましては、茨城県内における14歳以上20歳未満の少年を対象としたものでございます。

まず、平成19年からの過去10年間の中で犯罪等を犯した少年の推移といたしましては、平成19年が2,180人、その後毎年減少傾向にありまして、平成28年には664人と戦後最小の数値となっておりますが、先ほど議員が申し上げましたように、再犯者数の含む率は増加傾向にあるところでございます。

また、平成28年中の犯罪等を犯した少年664人を犯罪種別ごとに区分しますと、最も多

いのが万引き、オートバイ盗、自動車盗、侵入盗などの窃盗犯384人で57.8%、次に詐欺、横領などの知能犯、賭博、公務執行妨害などのその他の犯罪が146人で22.0%、次に暴行、傷害、脅迫、恐喝などの粗暴犯が118名で17.8%、最後に殺人、強盗、放火などの凶悪犯が16人で2.4%となっております。

さらに、学校・職業別では、最新の平成29年7月現在の数値から申し上げますと、検挙者数が288人、内訳といたしましては中学生が57人で19.8%、高校生が98人で34.0%、職業についている有職少年が79人で27.4%、無職少年が42人で14.6%、大学・専門学校等のほかの学生が12人で4.2%となっております、中学生・高校生が全体の53.8%を占めております。

また、14歳に満たない刑罰法令に触れる行為をした少年につきましては、青少年犯罪の低年齢化が叫ばれているところでございますが、少年犯罪件数の中での占める割合は増加傾向にあるところです。

続きまして、今後の取り組み等といたしましては、警察署や防犯協会とともに非行未然防止を図るための防犯キャンペーンや防犯パトロールなどの啓発活動に取り組んでいるところでございますが、次代の社会を担う青少年が、非行や犯罪に染まらず、心身ともに健やかで成長、自立し、社会人として健全に成長していくことが社会全体の願いでもありますので、引き続き警察や、また再犯等も考えますと保護司さん、また関係団体との情報共有に努めるとともに、教育委員会や関係課と連携を図り、青少年の健全育成に関する取り組みに努めてまいりたいと考えております。

2点目の災害に関する町の対応についてのご質問でございますが、近年の自然災害につきましては、記憶に新しい平成23年の東日本大震災や常総市や下妻市に大きな傷跡を残した平成27年関東・東北豪雨災害などの例を見ましても、大規模化、長期化の傾向にあり、被災者はもとより、各自治体においてもその対応には苦慮しているところであります。

そうした中で、当町における災害に対する取り組みといたしましては、昨年度から実施している水害や地震を想定した総合防災訓練の実施や、役場管理職を対象とした災害対策にかかわる机上訓練、また今年度におきましては、洪水ハザードマップの更新や地域防災計画の改定など順次進めているところでございます。

また、これらの自然災害ではなく、8月29日には北朝鮮からの弾道ミサイルが我が国の上空を通過し、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにより緊急情報が伝達さ

れるなど、武力攻撃事態への脅威も高まっておりますが、こうした緊急事態につきましては、国からの事前情報等もないことから、国際情勢等についても注意深く見守るとともに、国、また県からの情報提供があった場合には、速やかに町民の皆様にも提供してまいりたいと考えております。

それから、先日のミサイル発射時の役場の対応ということでございますが、当日はミサイル発射後Jアラート、またEメール等での放送がありましたが、午前6時20分には私を初めとしまして防災担当職員、消防交通課の職員等も役場に参集しました。その後、Jアラートの動作状況等を確認するとともに、情報収集及びまた住民からの問い合わせ等もありましたので、そういった対応をしております。

その後ミサイル通過の情報がありましたので、町長への報告等もしまして、その結果、その後の今後の対応ということでの緊急会議の開催ということで指示を受けまして、8時45分ですか、から対策会議のほうを進めております。

これまで国からのミサイル落下時の避難行動に関する情報につきましては、町ホームページでお知らせしてきたほか、今回のミサイル発射を受けて、その対策会議の結果でもありますが、今日1日にはチラシにより全戸配布したところでございます。

ミサイルはJアラートの伝達から数分で日本に到達し、通常の避難行動をとる猶予がないことから、屋内では窓の少ない部屋に移動する、屋外では頑丈な建物に移動する、建物がなければ物陰に身を隠す、地面に伏せて頭部を守るなどが優先されます。

今後、突発的に発生する災害に対しましても、被害を最小限に抑えるため、国、県との連携、情報収集に努めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

まず、1点目の青少年非行防止と健全育成につきましては、先ほど総務部長、教育次長が答弁したとおりであります。少子高齢化の急速な進展など、青少年を取り巻く環境は大きく変化しております。フリーターやニートを初めとした若者の社会的自立のおくれが深刻化しており、児童虐待など子どもが被害者となる事件も頻繁に発生しておりま

す。また、中学生など問題行動の低年齢化等も進んでおり、社会の中で青少年の健全な育成を阻害する要因が多く潜んでおります。

次代を担う青少年が、夢と希望を持ち、心身ともに健やかに成長し、自立した個人としての自己を確立していくことは大変重要であります。そのためにも保護者や学校、地域などが社会一体となって子どもたちを見守って育てるという考え方が重要となってまいります。

行政におきましても、教育委員会や関係部署、また警察、各種団体の連携による青少年健全育成に向けての活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、2点目の災害に関する町の対応につきましては、先ほど総務部長が答弁したとおりであります。災害対応としましては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するという災害対策基本法の趣旨にのっとり、住民保護のため措置を的確、迅速に行ってまいりたいと考えております。

8月29日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射の事件に対しても、国家レベルの話ではありますが、今後の発射動向をより注意深く見守るとともに、国や県と連携を図り、万が一に備え武力攻撃等における住民がとるべき行動についても、広報紙、チラシ、ホームページ等のさまざまな媒体を活用して情報提供・啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、私としまして、常総市の市長さんは指示を出したようでございますが、私も副町長と連絡いたしまして、対策会議、役場実施ということでございましたので、私は電話で指示し、部長級の対策会議、早急にとということで開催をしております。

次に、3項めの町長の町政運営についてでございますが、近年においては少子高齢化が急速に進行し、人口減少にも歯どめがかからない状況になっているとともに、地方分権の進展、地方交付税の削減や景気の低迷による地方財政の悪化など、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。

このような厳しい財政を乗り切るため、八千代町第3次行財政改革集中プランのもと、全庁総力を挙げて歳入歳出の両面から思い切った見直しを行うとともに、八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、さまざまな分野での施策を展開しております。

本町に接する古河名崎工業団地の日野自動車工場が本格稼働し、圏央道の全線開通に伴い、県西地域発展の期待が高まっております。今後は県と開発公社が密接に連携しながら、土地利用規制など関係法令の手続きを行い、工業団地の開発を推進し、企業等の誘

致や定住促進を図り、雇用の創出と税収の確保を目指しております。

今後、さまざまな分野での施策が展開し、町の魅力を最大限に生かし、総合計画の基本構想に掲げた「人・地域 ともに輝く 協働のまち やちよ」の実現を目指し、議員各位を初めとする町民の皆様の協力を得ながら、総力を挙げて努力したいと考えております。

また、私は就任当初より町民の皆様と対話と協調のまちづくりを第一に町政を運営してまいりました。今後においてもふれあいミーティング、賀詞交換会等を通じ、議員各位を初め多くの町民の皆様と積極的に意見交換を行い、まちづくりに反映していきたいと考えております。どうぞよろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

そのほか、日野自動車等のトップセールスといたしましては、私は5回東京へ行ってまいっております。そのほか東京会社訪問を県開発公社と、これは部長であります、東京事務所、私も行きましたが、会社へは行きませんでした、担当者として部長が行ってまいっております。

そのほか日野自動車等の会社において関連企業との誘致についての話し合いを行っております。そのほか水戸市において開発公社としての話し合いを実施しております。

そのほか、農産物のブランド化ということでございますが、いろいろ今年も農協でも100億円突破ということでございまして、八千代の農産物が62億円ということで、約6割を占めているということでございますが、いろいろ、白菜は日本一であります、メロン、梨、その他軟弱野菜等でも大きな収穫があったようでございまして、私も基本的に畑の整備をしております。特に畑総等においても3カ所やって、今年西豊田地区の畑総等も計画しております。

そのほか後継者育成等もしており、さらに大規模農家等の育成をしております、今年の町県民税の調定額でございまして、14%ぐらい伸びたということでございます。町県民税が伸びたのは、所得税がそれだけ伸びたということでございますが、大きな自主財源と、今年についても所得税は国税でありますのでわかりませんが、町県民税が14%強伸びたと、町税でございまして。相当伸びがあったかと考えております。

いろいろ自主財源等におかれまして、小島議員さんの答弁にありますが、財政は厳しい中ではありますが、自主財源の確保に努めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

(2番 国府田利明君登壇)

2番(国府田利明君) ただいま議長の許可をいただきましたので、再質問をさせていただきますというふうに思います。

やはり答弁漏れがちょっと目立つのですけれども、確認なのですけれども、まず総務部長に。私が聞いたのは、会議を開いて、会議を開いたときの会議のメンバー。先ほど町長の口からもありましたけれども、その会議には町長は出席をしていたのかいなかったのかと。これ簡単なことなので、そこをわかりやすくちょっと答弁を願います。

そして、青少年非行防止と健全育成については、さまざまな啓発活動等を行っているというふうな形の中で、町の認識としては年々犯罪者率が減ってきてはいるけれども、私もこれで重要だなというのは、再犯率が非常に高いということは、再犯を防止するための活動というのをやはりやっていくべきだと、考えていくべきだというふうに改めて思いました。そういったことをちょっと検討していただければなというふうに思います。

災害に関しましてでございますけれども、先ほどのそれは総務部長のほうにお願いをいたします。

あと1点町長に、青少年非行防止と健全育成について。この法律、平成28年12月に再犯防止等を推進する法律、104号が成立施行され、国においては本年度の末をめどに再犯防止推進計画が策定される予定ですが、この法に規定する地方公共団体の責務についてどのようにお考えなのでしょうか。抜けていたので、お願いいたします。

そして、災害等に関することは、私はこの災害のことにしまして、当日八千代町の公式ホームページを見て、そして公式フェイスブックを見て、公式ツイッターを見て、情報がないというような形で、常総市、神達市長のフェイスブックを見て、神達市長はこういった取り組みをされているのだなど。迅速にやられていました。

だから、いかにして今この時代がSNSというものが、1つ言ったことが一気に何千人、何万人、何十万人に発信がされる。それはあくまで公式ですから、公人の公式がやっていることは、やはりすごく重要なことだと思うのです。私自体も常総市の市長のフェイスブックを見て、こういった対応をされているのだなど。

また、埼玉県のと光市長、松本市長と、この行政のあり方、対応についてやりとりをいたしました。と光市長は、政府サイトのリンクの処理と自衛隊出身の危機管理監が通常情報収集等に当たっていますということで、当町におかれましても、フェイスブック

やツイッターを、多分今年の5月ぐらいかなと思うのですけれども、始めたのが。そういったSNSの重要性というのをどのように感じているのか。これももう一点ちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

あと、どうして今回公式のツイッター、フェイスブックがあつて、ほかのこの近隣市町村の自治体で、例えば古河市の針谷市長、常総市の神達市長、ほかの市長さんたち、みんなやっているのですよ。僕の友達もやっていますし。そうすると、いろんな情報が市長さん、市としての発信だけではなくて、市長さんとしてのこういう意向ですよというのにもよくわかる。公人としてやっているわけですから。そういった部分でそういった、どうして八千代町の公式ツイッターとかホームページとかというのは、政府サイトとリンクして、それを首相官邸のものを回してもいいだろうし、そういう的確なことをしなかったのかということも含めてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

そして、町長に伺いますが、このトップセールスは年に5回、3年というふうな形ではよろしいのでしょうか。年に5回行かれたというふうな、私ここ3年でと言ったので、5回東京のほうに行かれましたというふうな形なのですけれども、どうして結果が出ないのでしょうか。

私も今回農協で何十箱もメロンを、アールスメロン、6月にはタカミメロン何十箱も買いましたけれども、このメロンのすばらしさをアピールする上で、実質ブランド化はされていないのです。ブランド化をされる取り組みを、例えばでは簡単な話、夕張メロンと八千代のアールスメロンを持ってきて、街角1,000人の人に目隠しで食べてもらって、どっちがおいしかった。八千代のメロンのほうがおいしかった、そういった例があるのかと、そういった例をつくっていきましょうとか、糖度をはかったのだけれども、物すごく糖度が高いと、そういったことを含め、結局ブランド化をされていないので、実質もう27年度には1品策定させるというふうなことになっておりますので、もう29年度です、これ。今後どのようにお考えなのか、答弁を願いたいというふうに思います。

あと、最後にもう一点だけ聞きます。ご存じの方もいらっしゃるかと思うのですけれども、近隣で9月1日に桜川市でトップセールスにて企業誘致がされたことがございました。すばらしい実績だなというふうに思いましたけれども、町長はこの桜川市のことに対して、トップセールスのことなので、もちろんアンテナが高いことだと思いますので、どういった敷地の面積で、どういった企業とどんな合意書を交わされたのか、わかっていると思うのですけれども、答弁願います。

議長（大久保 武君） 総務部長。

（総務部長 鈴木一男君登壇）

総務部長（鈴木一男君） 議席番号2番、国府田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど緊急対策会議のメンバーということでございましたが、副町長、それから各部長、それと消防交通課長、それと担当者というような形で、8名で会議を実施しております。その中で今後のこういったJアラートによる緊急放送による対応ということで、職員の中で統一事項ということで管理職級は全員参集すると。それから、何らかのJアラート発射とか緊急事態の発生に伴いまして、必要と思われる担当職員も自主的に役場へ登庁する。また、その中で参集時につきましては、職員自身も安全にかかわる情報を十分確認した上で登庁するというような内容。それから、以前にも行われましたが、国からの緊急事態に対応する避難行動等の情報伝達ということで、再度町民の皆様には紙ベースでチラシを配布するのが早急の対策だろうというふうなことで実施をしております。

それと、先ほど議員からご提案ありましたSNS等の活用でございますが、現在試用ということでちょっと進めているところではございますが、なかなか現実的に進められていないところでございますので、今後早急に進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいまの災害についての町の対応ということでございまして、ただいま総務部長が答弁したとおりでありまして、私としても会議には出席しておりませんでした。副町長にはJアラートの後、電話で対応し、対策会議をやるということでございましたので、指示をしております。

今後等におかれましては、担当課長以上が災害の場合は直ちに役場へ集合して対策に当たることになっておりまして、ご了解をいただきたいと思います。

また、日野自動車等におかれましては、今まだ造成中でありまして、開発公社で、私等におかれましては向こうへ仮契約ということで売り渡してございましたので、造成中ありますので、はっきりした実績はまだ議員さんの指摘どおり出ておりませんが、今後等におかれましては八千代工業団地のパンフレットとして概要書に関しまして、魅力ある相手方の希望数の可能性について話し合いを行っております。今後は造成工事の進捗

と併せ、さらに具体的な話し合いを進めていく方針であります。なるべく多くの企業に会い、条件を確認してまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

また、ブランド化におかれましては、タカミメロン、アールスをやっていますが、アールスぐらいでブランド化なんてできることはありません。何ほもできていない。タカミメロン、茨城の八千代の産地は第3位ぐらいでございますが、夕張等におかれましては種とかいろいろな問題でブランド化して、高く売っているようでございますが、八千代の品物を東京の市場でブランド化するのは並大抵のことではありませんので、梨とあとタカミメロンもトップセールスとして毎年大田市場、その他量販店、産業振興課等におかれましても行っているような状況でございますが、ブランド化して夕張ほどブランドで売れる、八千代のメロン1箱と向こうの1玉でつり合うような状況でございますが、八千代のほかのメロン幾ら高く売っても、今の場合は2,000円から2,500円ぐらいが八千代の販売価格。夕張等におかれましては、栽培技術も向こうがハウスでありますので、八千代の場合だとしまいにオトメメロンが出てくるようでございますので、まだ夕張は財政再建団体で、東京都のほうから希望で夕張市のほうへ市長が、雇われ市長とは言いませんが、公募で行っているような市長でございましたので、夕張等におかれましてもいろんな農業団体等も協力しているようでございますが、人口の減少ということが一番、13万いましたところが今八千代町ぐらいの人口になっているということでございまして、メロンで食っているとは言わないが、ブランド化についてはそういう状況でございますが、八千代の場合は努力しても国府田議員が想像したように、何万円というようなブランド化にはなかなかできないのが実態でございますので、ご了解いただきたいと思っております。

議長（大久保 武君） 最後の再々質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

（2番 国府田利明君登壇）

2番（国府田利明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、再々質問をさせていただきますというふうに思いますが、まずまた答弁漏れがあります。

健全育成に関して町長にお伺いをしているのですけれども、簡単にかみ砕いて言うと、国が変えた法律、それがまた新たに29年度に変わっていくわけです。それに対して首長としてそれをどういうふうに把握しているのか。そして、どう取り組んでいくのかということをお聞きしているのです。それをお答えください。この法律、平成28年12月に再

犯防止等に関する法律、104号が成立施行され、国においては平成29年末をめどに再犯防止推進計画が策定されるのです。これに対する地方公共団体の責務についてというふうな形で、当町としてどのように認識しているのかということ1点聞きます。

災害等に関しましては、実際本当になかなか国でやっていることでありまして、突発的に起こることで、例えば僕がどうにか言ったからと本当にどうにもならないようなことだというふうには思うのです。ただ、常総市の市長しかり、埼玉県の和光市の市長しかり、やはりJアラートから何分、Jアラートに意味があるのかと。でも、Jアラートが鳴ってから数分は必ず落下するまでにはかかる。意味がないわけではまずないし、より一層やはり自治体の首長としていかに的確な情報発信をすることをするのが役割だというふうなおっしゃっていました。当町では町長は出席をされなくて何をしていたのかわかりませんが……

（「出席してたって言ったんべよ」と呼ぶ者あり）

2番（国府田利明君） 出席されていたのですか。電話で指示されていたと言っていたので、では電話で指示されたということは、どんな、どこに、どこで何をしていたのかわからないのですけれども、その点ちょっとお聞きします。役場で指示していなかったら、電話で指示していたということなので、どこでどんな指示をして、何があったのかという部分をちょっと1点質問いたします。

このSNSの重要性というのは、どんどん図っていただいて、今後の課題として、僕は非常にフェイスブックだとかツイッターだとか、やっぱりどんどん近代は変わってきているので、そういったことに乗って頑張っていることは非常にいいことだと思うのです。だから、それはやっぱりどんどん活用していただいてやっていただくというのは、教育委員会のほうもあるみたいなので、そういったものも見ている人は見えていますので、ぜひ活用をしていただきたいというふうに思います。

町長さんのトップセールスは、その日野自動車に関しては一生懸命頑張っているが、結果は出ていないというふうな形でございました。結果が出ないというのは、なかなか頑張って一生懸命やっていただくしか今回ないのですけれども、こうして町長お答えにならなかったのですけれども、この桜川市に市長は資料があるのですけれども、この桜川市の長方準工業地内に商業施設、ショッピングセンターの開発を進めることで、平成29年9月1日、桜川市と株式会社サンヨーホームが合意書を交わしましたと、こういったのが、これも桜川市の公式ツイッターから僕は、もともとの県会議員さん、町会議員

さんたちとのやりとりの中で、あっ、すばらしいなというふうな情報が入るわけです。

こういったすばらしい発信がどんどんできるように、町長、幾ら頑張っていますというふうに言っても、結果を出さなければ、それとブランド化、私言っていますけれども、町長が言っているブランド化と私が言っているブランド化の観点がすごくずれているし、別に私はそのままメロンを夕張と比べて売らしましょう、そんなことを言っているのではないです。ブランドの加工でしょう。加工してブランド化なわけです。それは銚田かがやったことですよ。当町の町長、27年度、僕は覚えているのですけれども、何にもこれ策定されていないけれどもというふうに言ったら、では、キムチでもやるか。27年度もう終わるでしょう。ブランド化って何を考えているのですか。ブランド化するために、メロンであれば糖度を調べるとか、そういった客観的な材料になることを、どここのメロンよりも八千代のメロンのほうが糖度が高い、そういった数値がきちんとないと、客観的に人を説得させるだけの材料がなかったら、それは説得力にならないですよ、町長。

そして、この自主財源の確保に努めてまいりますと言ってしまうけれども、境町ではないけれども、ふるさと納税、莫大なお金を持ってきて、町に。中学校の人たちにほかの国の人たちが英語を教えます、何を教えます、それはすばらしいです。ふるさと納税のやり方が100%それがいいというふうに私は言わないですけれども、よそからお金を引っ張ってきて、そしてそれを教育に充てよう。まさにきのう一般質問した大里議員がやられた。そうやって自主財源を確保してやったら、エアコンなんかすぐつくのではないですか。金ない、金ないと言うけれども、金が厳しいと言うけれども、自主財源を確保すればいいのです。これは前から僕も言っています、ずっと。そういったことをきちんと自主財源を確保すること、どういったふうに考えているのか。きっとこの桜川市のことでも話さなかったということは、知らなかったのかなと私は認識してしまいます。多分知っていると思うのですけれども、そういったことであと副町長にちょっとこういったフェイスブックだとかSNS関係のことは、サポートしていただいて、年代的なものもあると思いますので、そういったことは町……

議長（大久保 武君） 国府田議員に申し上げます。質問時間がなくなったので、簡潔にお願いします。

2番（国府田利明君） 終わります。なので、町長にその部分の自主財源の確保について、その1点だけ明確に答弁をお願いしまして、僕の一般質問を終わりにします。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 再犯防止ということでございまして、町はどういうことをやっているのだから、国で変わる。再犯防止におかれましては、基本的には八千代町にも保護司10人おりますが、犯罪を犯した人のために保護司がついて、再犯を防止しております。そのほか下妻警察署において再犯防止連絡協議会ということでございまして、我々初め、町の交通安全とか、あるいは消防署の署長さんとかいろいろなので対策協議ということでございまして、そのほか再犯する人等に対しましていろんな形で援助をしております。

また、サポートするため、女性保護司20人ぐらいおりますが、いろいろ再犯の防止等の対策をしております。

議長（大久保 武君） 町長、時間切れなので。

町長（大久保 司君） はい。また、自主財源等におかれましては、先ほど言ったとおり、またブランド化ということでございます。ブランド化にはタカミメロンのブランド化に努力しております。そのほか桜川市の企業誘致、あれは早く言えば道の駅でございまして、常総でもこの間、道の駅。八千代でも計画、125号4車線にしていれば、生井印刷のところあそこを確保して計画しておりますが、なかなか4車線もほど遠いということでございます。あれは商業施設ではなく道の駅でございまして、道の駅といえども私もすぐに答えられたのだがそういうことでご了解いただきたいと。

議長（大久保 武君） 以上で2番、国府田利明議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時53分）

議長（大久保 武君） 休憩前に戻り、ただいまから会議を開催します。

（午前11時11分）

議長（大久保 武君） 次に、1番、増田光利議員の質問を許します。

1番、増田光利議員。

（1番 増田光利君登壇）

1番（増田光利君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問していきます。大きくは3点について質問いたします。

初めに、小中学校の教室にエアコンの設置を提案します。八千代一中、東中学校がほぼ同時期に新築されました。教職員を初め生徒たちも学校生活にもなれてきていると思います。その中で多くの保護者からエアコン設置の要望が出されています。昨日の大里議員の質問の中にもありましたけれども、同じ意見が出されたということは、多くの要望があるというふうと考えられると思います。

続けて提案していきたいと思います。空調設備の設置は、近年では公共施設はもちろん、家庭でも設置している状況が多いと思われます。そういう環境の中で育っている子どもたちが、学校では暑くてもエアコンのない学校生活を強いられていることには無理があると思います。さらに、地球温暖化によると思われる猛暑日が続くことが多く、平均体温よりも高い日もあります。教育環境面でも快適な生活環境を求める機運が高まってきていると思います。小中学校の教室にエアコンの設置を計画すべきと考えます。

そこで質問になります。八千代一中、東中学校が新築計画されたとき、エアコンの導入がなされなかった理由はどのようなことでしたか。

また、近隣市町村の小中学校ではエアコン設置はどのくらい導入しているのか、現状を伺います。きのうの答弁の中でも教育次長の報告がありましたので、これについては割愛していただいても結構でございます。今後計画する場合に、判断する参考になるのではないのでしょうか。町ではエアコン設置について今後どのような計画を持っているのか伺います。

関連した内容になりますが、今年話題になった学校の夏休み期間の短縮について質問します。本来は、教師の長時間労働時間の緩和がその理由と言われています。今回は、先ほど言いましたエアコンの設置と関係する点に絞ります。夏休みが短縮されれば通学する期間がふえることになるわけですから、当然暑さ対策上エアコの導入は避けられません。今度八千代町では夏休み期間の短縮を考えているのでしょうか。

また、エアコンの導入についてどのように考えているのか、教育長の見解を伺います。

2点目、食品の安全問題について伺います。国の計画である健康日本21（第二次）をもとに八千代町健康増進・食育推進計画が平成28年3月に策定されています。策定では、今後10年間の計画期間の具体的な取り組み内容について明らかにしています。その中で、八千代町のアンケート調査結果では、1つが「食の安全に対する不安を感じる」と「少し不安を感じる」の合計で、全体では60.2%の方が不安を感じています。女性だけに限れば67.6%と高率です。

2つ目、食品表示の活用状況のアンケートでは、食品表示を参考にしている割合では「いつも」、「時々している」を含めて、全体で38.9%の方が参考にしていると答えています。そこで、食品の安全問題について、特に遺伝子組み換え植物が導入されている背景について述べたいと思います。

安全性に疑問のある食品である遺伝子組み換え食品が日本の食卓をにぎわせています。これまでに食卓に出てこなかった全く新しい食経験のない数多くの食品に組み込まれています。まず、遺伝子組み換え食品は、日本にどのくらい輸入されているのか。輸入先でいいますと、例えばトウモロコシ、大豆はアメリカから、菜種は主にカナダから入ってきます。遺伝子組み換え作物は、アメリカのトウモロコシの73%、大豆は91%、カナダの菜種は80%、オーストラリアの綿実は、実に90%を超えています。この4種類の日本の自給率は、大豆が5%、あとは全部ゼロ%です。

ここからわかるように、日本人が世界において一番多くの遺伝子組み換え作物を摂取していると言われていています。特にトウモロコシは、日本の主食である米の2倍の量を食べられていると言われていています。私たちは、このような多くの遺伝子組み換え食品を食べていると言われております。その背景に、日本は食料自給率39%を放棄して、世界一の農産物輸入国になっているからです。

問題なのは、遺伝子組み換え作物は安全なのかということであります。不安の要素の幾つかを挙げてみたいと思います。まず1つ、遺伝子組み換えの作物が拡大するにつれて、生態系に影響が出始めています。農薬の使用量が次第に増加している実態がありません。

2つ、有機農作物がつかれない地域が広がっている。遺伝子組み換え作物の花粉が広範囲に飛散をしてきているからです。

3つ目、遺伝子組み換え企業やその他影響を受けた政府機関は、遺伝子組み換えは健康に害を与えず安全だと宣伝しています。しかし、その安全の根拠には、根底的に疑問が突きつけられています。その安全という根拠は、遺伝子組み換え企業自身が行った実験データであらわしているからです。その実験は、わずかに90日だけであり、そのデータの詳細は一般には公開されていません。

遺伝子組み換え作物の危機を指摘する研究者は多数いらっしゃいますけれども、一方で危険性を指摘した学者が、発表後職を追われるケースなどが世界で相次いでいると言われていています。

健康への影響については、完全に中立な長期にわたる実験が必要とされています。さらに、この遺伝子組み換え食品によって大きな事故が発生しているということです。トリプトファン事件という事件です。38人の死者と1,500人の健康被害者を出した昭和電工が生産したダイエット食品であるわけですが、この食品の未知の生物が未知の猛毒を生成した事件です。

このような動きに対して全世界で反対運動が提起されています。2015年5月、アメリカ、アフリカ、ヨーロッパをまたぐ40カ国、400以上の都市で一斉に行われた米農業バイオ大手モンサント社とその組み換え作物・農薬に対するデモが組織をされました。年々世界に拡大していくデモは、遺伝子組み換え作物が世界規模の問題となっていることを浮き彫りにしています。例えば遺伝子組み換えの本場アメリカ、そのアメリカのハワイ州での市民運動は、アメリカのほとんどの遺伝子組み換え作物メーカーが圃場を設け、試験栽培を行っています。アメリカで遺伝子組み換え作物による健康被害が拡大したことにより、ハワイの全島で試験栽培が禁止になり、遺伝子組み換えの大手企業、スイスの国籍を持つシンジェンタ社は、ハワイから撤退することを決めたと伝えられています。

つい最近の報道では、台湾で学校給食に遺伝子組み換えの食品の全面的な使用を禁止することが決まったという報道がありました。台湾の立法委員会では、学校給食で遺伝子組み換えの食材や加工食品を給食で使用することを禁止する学校衛生法の改正案が通過をしました。今後台湾の給食では、遺伝子組み換えの一切の生鮮食品や1次加工食品を使用することができなくなります。

国レベルの問題は別にして、自治体での取り組みについては学べるのではないのでしょうか。そこで質問に入らせていただきます。1つ、学校給食における遺伝子組み換え食品の取り扱いについて、2つ、遺伝子組み換え食品を含まない安全な食材の選定とトレーサビリティ、跡をたどれるという意味ですが、それについて、あと3点、安全な食品に対する保護者の意識啓発について伺います。

次に、障害福祉政策について質問いたします。質問の要旨は、多様化する障害者児への対応に対処する政策が追いついていくのかも含め、以下のことについて考え方を伺います。

先日の新聞報道によれば、重い障害がある子が通う特別支援学校の在籍者は13万8,000人で、10年で1.36倍になった。小中学校に置かれた特別支援学級の在籍者はさらに増加が著しく、10年で2倍の20万1,000人に上ると報道されました。その中で問題点とし

て、通常の学級での学習を望んでいる親や子の意思が十分尊重されないケースが多いことが指摘されています。

障害者権利条約には、障害のある子とない子がともに学ぶインクルーシブ、包括的なという意味ですけれども、その教育システムの理念がうたわれています。インクルーシブ教育について八千代町の現状と対応について伺います。

続いて、発達障害児への助成と福祉政策について質問します。まず、療育の拡大について伺います。発達障害児への療育の拡大の要望については、私が平成28年第4回定例会の一般質問で取り上げました。現在指導療育は、月1回開催されています。私は療育を行っている現場を視察しました。個別指導と集団による療育があります。実態について担当の先生にお聞きしたところ、療育の日程の回数をふやすことで、さらに療育の効果が見込めるとの意見でした。

保護者の方からも要望をお聞きしました。特別支援学校でも療育は実施しているところもあるが、実施していないところもある。自治体における療育の実施回数ではばらつきがある。希望としては、現在行われている療育事業にプラスして回数をふやしてほしいと要望がありました。今後福祉政策の拡充で住みよいまちづくりのためにも、八千代町は財政的に拡大すべきと考えるが、町長の見解を伺います。

次に、未就学の難聴児童と保護者への対応について伺います。多様な経験や勉強を通して子どもを育てて就学期を迎えるわけでありますが、心身に何らかの障害を持ち生まれてくる子ども、また産後に障害が発見される場合などがあります。今回は、未就学の難聴児童と保護者の支援や情報の提供について町の取り組みを伺います。

同じく、先日発達障害児を持つ保護者の方から相談を受けました。その内容は、前の質問と重複しますが、就学期を迎えるに当たってどこに相談してよいのか迷った。未就学児のときと就学するときの相談窓口における流れがスムーズに行くようにしてほしいというものです。そこで、特別支援教育相談や就学指導の現状と個別支援計画などの教育現場の現状について伺います。

以上で質問を終わりにいたします。

議長（大久保 武君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇）

教育次長兼学校教育課長（鈴木 忠君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

昨日の大里議員への答弁と重なる部分がありますが、ご容赦願いたいと思います。

最初に、中学校建てかえの際、普通教室にエアコンが導入されなかった理由についてですが、町では平成23年度に熱中症対策事業として小中学校の普通教室に壁型扇風機を設置しております。設置して間もないこともあり、その扇風機を新校舎でも利用することで、普通教室への中学校のエアコンの導入は見送ったというのが理由でございます。新校舎の理科室、音楽室、美術室、技術室、調理室、被服室、図書室、コンピューター室等の特別教室にはエアコンが設置されております。

次に、近隣市町の状況については省略させていただきます。

今後の計画といたしましては、学校での子どもたちの健康管理や良好な学習環境を整える手段として、エアコンの設置が熱中症対策の有効な方法であることは認識しております。しかしながら、町内小中学校全ての普通教室80室のエアコン設置には、既存のキュービクルの変更等を含め、概算で1億円以上の予算が必要となります。さらに、設置後の必要となる電気代、修理費等のランニングコストについても大きな課題となっております。このようなことから、エアコンの設置につきましては、厳しい町の財政状況などを勘案しながら検討を進めていく考えでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、安全な食品についてでございます。遺伝子組み換えとは、生物の細胞から有益な性質を持つ遺伝子を取り出し、植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせることをいいます。そして、この技術を応用して生産者や消費者の求める野菜などの特性を効率よく持たせ、味や成分などを自在に改良したものを遺伝子組み換え食品といいます。現在、日本国内では大豆、トウモロコシなどの8作物と油類7種類が安全性が確認された食品として流通しております。

これらの遺伝子組み換えによってつくられる作物等は、厚生労働省の遺伝子組み換え食品の安全性に関連するさまざまな研究、例えば遺伝子組み換えの検知法に関する研究、遺伝子の安全性に関する研究、新規たんぱく質のアレルギー性評価に関する研究、慢性毒性試験に関する研究等によって、人間が食べ続けても問題がないことが確認されております。

さらに、消費者庁の食品安全委員会による遺伝子組み換え食品の科学的な検証・評価により、安全性が確認されたもののみが市場に流通する仕組みになっております。

そこで、1番目の学校給食における遺伝子組み換え食品の取り扱いについてでございます。ただいま申しましたように、流通している遺伝子組み換え食品は安全であるとい

うことですが、成長期にある子どもたちへの影響に配慮し、本町では使用してございません。

食品を選定する場合、サンプル、試食品を提出させ、成分や生産地等を確認した上で、1カ月前には全ての食材を決定しております。その際幾つかの条件を付しており、その条件の一つに遺伝子組み換え食品を原料とした加工品でないものと明記しており、購入はしておりません。

次に、遺伝子組み換え食品を含まない安全な食品の選定とトレーサビリティについてです。食品のトレーサビリティとは、食品の移動ルートを把握できるよう、生産、加工、流通等の各段階で商品の入荷と出荷に関する記録等を作成・保存しておくことかと思えます。これは、食品事故等の問題が発生したときに遡及・追跡して原因の究明や商品回収を円滑に行うための仕組みです。本町におきましては、食材の納入業者に仕入れ先から生産地までの全ての情報の提出を義務化しており、万が一の食品事故等への対策として食品トレーサビリティに取り組んでおります。

次に、3番目の安全な食品に対する保護者への意識啓発についてです。給食センターでは、保護者に対し献立表、給食だより、給食ニュース等により毎月情報を発信しております。また、町のホームページでも同じ情報に加え、放射線量の測定結果等も公表し、より多くの情報を共有できるよう心がけております。

安全な食品に対する意識の啓発に関しましては、放射線量の測定結果を初めとし、遺伝子組み換え食品に関する情報等につきましても、引き続きできるだけ多くの情報を発信してまいりたいと考えております。議員の皆様のご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 相田敏美君登壇）

保健福祉部長（相田敏美君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

障害福祉政策について、発達障害児への助成と福祉政策についての療育の拡大についてでございますが、療育事業につきましては、保護者の方々から、療育を受けたいが、その施設が遠方にあるため、地元でできないかという要望を受けまして、特別な支援を要する子と親のための療育を、平成27年度から環境改善センターにおいて、集団と個別に分けて実施しております。

集団療育につきましては、毎月1回実施しており、内容としましては、運動療法としてヒップホップダンスの指導を受けたり、絵手紙づくり等を行っております。

また、個別療育につきましては、臨床発達心理士等の専門的知識のある方にお願ひし、平成27年度は講師2人で始まり、月に1日、1組の親子に対し1時間の療育を、講師1人で4組を指導するため、2人の講師で8組の親子が療育を受けられる体制で開始しております。療育を受けたいという保護者の方々がふえ、翌28年度には講師を1人増員いたしまして、3人体制とし、12組の親子が療育を受けられるようになりました。今年度につきましては、さらに希望者がふえたため、講師を1人増員してございまして、4人体制で16組の親子が指導を受けております。町としましては、講師に対する謝礼として報償費の予算を計上し助成をしております。今年度も46万8,000円の予算措置を行っております。

そのほか保健センターでは、以前から療育関係事業として乳幼児の心身障害発達相談会において、臨床発達心理士が相談を受けた児童の療育の必要の可否を判定しまして、療育事業につなげております。また、ことばと遊びの教室では、1歳6カ月健診や2歳児健診等の乳幼児健診時に、言葉の発達が遅いかもしいと心配されるお子さんに案内をいたしまして、臨床発達心理士と保健師が対応をしております。

次に、未就学の難聴児童と保護者への対応についてでございますが、3歳児健診のときに目の検査と聞こえの検査を事前に家庭でしていただき、保健センターでの健診当日の間診において、詳しく聞き取りをし、言葉が遅い子や日頃から呼んでもなかなか振り向かない子などについては、茨城県メディカルセンターの聴力検査等、医療機関受診を勧めております。

また、毎年就学前に学校教育課の県派遣指導主事と健康増進課の保健師と一緒に町内各幼稚園、保育園を巡回し、発達障害等が懸念される児童の情報把握に努めるとともに、保健センターの乳幼児健診、学校教育課の就学時健診等においても必要に応じて教育委員会と連携をとり、特別支援学校等の紹介をするなど、就学時期の児童に対して対応をしております。

また、幼稚園、保育園、小学校の連携についても、幼児教育と小学校教育の接続のための研修会等も開催しております。

今後も健康増進課、学校教育課はもとより、福祉課との連携を密に対応してまいりますとともに、発達障害児の療育の拡大について検討してまいりたいと思っておりますので、ご

理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

まず最初に、小中学校の普通教室へのエアコンの設置につきましては、昨日の大里議員への答弁、またただいま次長が申し上げたとおりでございます。熱中症対策としてエアコンの設置が有効であるということは十分認識をしておりますし、教育環境の整備の重要性については、昨日お話をさせていただきました。しかしながら、厳しい財政状況が続く中でもありますが、残された課題の一つとして慎重に検討してまいりたいと思っております。

付随しまして、夏休みの短縮につきましては、夏休みほとんどを授業に充てるというような町も出てきております。短縮につきましては、教育課程の編成の改定、カリキュラムの編成、教育環境整備、それから関係機関への周知等、幾つかの問題もあります。他市町の対応等を見ながらメリット、それからデメリット等を検討した上で、判断をしていきたいと考えております。

続きまして、安全な食品についてでございます。給食センターでは、安全安心な給食の提供、そしてアレルギーを持つ児童生徒への指導、さらには食育の観点を踏まえた食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成等、たくさんの役割を担っているわけです。特に安全で安心な給食の提供に関しましては、食材・調理工程及び配送時等における安全確保が求められ、とりわけ食材の確保は安全安心な給食を提供する上で最も基本的なことであると考えています。

議員ご質問の遺伝子組み換え食品につきましては、国の調査研究により安全性が確認されたもののみが市場に流通しているものであり、人間が食べても悪影響はないということですが、本町では地産地消にも力を入れております。安全安心な地場産の野菜を多く取り入れた給食の提供に心がけておりますので、成長期にある小中学生、子どもたちへの影響を考えますと、あえて使う必要のないものであると考えております。

先ほど教育次長が申し上げたとおり、給食センターでは食材の調達時における前提条件として遺伝子組み換え食品を除外しておりますので、本町の給食には一切使われてお

りません。

次に、遺伝子組み換え食品を含まない安全な食材の選定とトレーサビリティについてです。こちらにつきましても、先ほど教育次長が申し上げたとおり、食材の納入業者への指導を徹底し、食品トレーサビリティに取り組んでおります。

次に、安全な食品に対する保護者への意識啓発についてでございます。毎日安心して子どもたちに学校給食を提供するためには、保護者の皆さんの信頼がなければ成り立ちません。そのために保護者に向けて給食センターでは、献立表、給食だより、給食ニュースなどを毎月情報として発信し、保護者との情報共有を図っております。これからも給食の安全性等を含めたより多くの情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、インクルーシブ教育についての八千代町の現状と対応ということで答弁をさせていただきます。インクルーシブ教育につきましては、平成26年1月に批准した障害者の権利に関する条約や年々特別支援教育の対象となる児童生徒がふえていることから、重要な教育の一つになっております。

インクルーシブ教育とは、議員がおっしゃるように、障害の有無にかかわらず、一人一人の能力や困難を考慮し、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点での教育であると認識しております。つまり全ての子どものための教育であるという観点です。そのために通常学級のほかにも、通級による指導、特別支援学級、さらには特別支援学校といった多様な学びの場が用意されています。

八千代町におきましても、町内の小中学校の特別支援学級在籍者数が平成27年度が73名、28年度が78名、29年度、本年度が86名とふえております。児童一人一人の将来の自立と社会参加をしっかりと見据え、その時点での教育ニーズに最も的確に応える指導が提供できるように努めております。

具体的な学校の取り組みとしては、校内研修による授業改善においてユニバーサルデザインを取り入れた授業、少人数加配職員を活用したチームティーチングの授業、2つのクラスを3つに分割した効率的な少人数指導など、障害の有無にかかわらずどの子どもにも学ぶ喜び、わかる楽しさが得られ、確かな学力が身につけていく授業づくりに努めております。

また、時には特別支援学級担当教員が通常学級に出向き、支援の必要な児童生徒を援助するなど、個別的な取り組みも実践しております。

また、特別支援教育コーディネーターを各学校に任命しまして、このコーディネーター

ーを中心に特別支援学級担任による学級支援、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用して教育相談を実施するなど、全ての児童生徒に目を向けた教育を進めております。

また、先ほど話が出ました個別の支援計画、また個別の年間計画等を特別支援コーディネーターを中心にしまして配慮の必要な児童生徒に対しケース会議等を実施し、計画を立てながら、学校全体で支援に当たっております。

今後も児童生徒一人一人に対応できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備し、連続性のある多様な学びの場を提供できるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

1 番、増田光利議員。

（1 番 増田光利君登壇）

1 番（増田光利君） 再質問の許可をいただきましたので、質問していきたいと思いません。

1 つは、エアコンの導入についてでございますけれども、80室、1 億円かかるということで、財政的に厳しいということの中で検討していくという答弁がございましたけれども、やはり先ほども申し上げましたとおり、父兄からの要望がかなり高いものですから、暫時この計画をきちんとしていくようお願いしたいと要望しておきたいと思いません。

もう一点については、療育についてなのですけれども、保健福祉部長から先ほど答弁ありましたように、療育の増加については、財政的に検討していくということでありませぬけれども、これについても、例えば今まで月 1 回療育を行っているわけですけれども、それを月 2 回とまでは言いませんけれども、2 カ月に 3 回とか、そういうことで少しでも回数をふやす努力の検討をお願いしまして、要望をお願いしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（大久保 武君） 以上で 1 番、増田光利議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の退場を許可いたします。

次に、13 番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13 番、大久保敏夫議員。

(13番 大久保敏夫君登壇)

13番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきたいと思います。

私が通告しました一般質問におきましては、ただいまお手元にある内容で、2件について質問させていただきたいと思います。ちょうど時間的には12時5分前ということで、では15分で終わらすかという話になりますと、なかなか難しい問題もありますので、時間の許す限りの中でのなるべく早く簡潔に一般質問をやりたいと、こういうふうに考えております。

また、加えて議員の皆さん方あるいはまた傍聴者の皆さん方におかれましても、この時間帯でありますので、眠気の差さないように、しっかりと質問させていきたいと思っております。

まず、第1点目の個人情報保護法について、町長の守秘義務違反ということで、何回にもわたるこの案件については、私のほうではさせていただいております。しかし、こういう、結局はこの後出ます一般職のというか、地方自治法ですから役場庁内における全体の問題も含めた中での議論が出るわけでございますけれども、ただ私は今回の問題について、その前の段階で何度もこの本会議場で、あるいはまた世間を騒がせた千葉県在住の女性に対する町長の強制わいせつ罪の問題、あるいはまた歌手の部分についての三城ゆり子さんのことについての茨城県警あるいはまた水戸地検とのかかわり合いの中で、2つの事件が不起訴ということに結果的にはなってきました。

三城ゆり子さんのほうについては、この前の問題からも出ていきましたように、県迷惑防止条例の中で訴えて、動画も存在し、なおかつまた水戸地検においては不起訴といったものを、検察審査会に申し出たところ、検察審査会で出した結論は、ここにもありますけれども、八千代町長不起訴不当ということでもありますけれども、結局は地検で出した、検察が出したこの不起訴の部分というものは不当なのだ。差し戻してもう一回調べてくれと。その大きな要因の中に、女性のということは、三城ゆり子さんの羞恥心はあったのだと。前における結論は、辱めを受けても恥ずかしいとは感じなかったというのが見解で不起訴になった。だけれども、この検察審査会では、当人は物すごい辱めを受けられたと。大衆の目前でやられたというこの結論が出されて、検察審査会は差し戻しをして、しかし先般水戸地検においては多分上級検察、東京の高等検察庁まで及んで首長の、地方自治体の長の案件でありますから、最後に出した結論が不起訴というこ

とでなったわけでありませう。

そういうことからしますと、ではなぜこの一般質問のときにこのことを私が述べているのかというと、町長の言っていることが信用できない、うそで固めた中で私とのやりとりをしてきたのだということ、私はこの問題も含めた中で申し上げたい。

この後質問させていただきますけれども、町長は私におけるいわば個人情報を役場内で知り得た一つのいろんな事案の中で、私に対する個人情報を町長が持っているべき守秘義務、知り得たものを他人に知らせてはならないと、そういう形からいきますと、再度もう一回確認しておきたいと思ひます。

町長においては、その守秘義務違反はしていないと、私における個人情報を他人に漏らしていないということについては、間違いなくそのお答えでいいのかどうか、その1点だけお聞きをしたいと思います。

続いて、もう一つは、地方税法の違反の問題でありますけれども、この後総務部長のほうからこの地方税法について説明をいただけると思うのですが、その中に地方税法22条で、65条の第1項の部分が出てくるかどうかわかりませうけれども、それがあつたのです。刑法ですね。地方税法において22条、刑法の第65条の第1項というのにこの問題が、私は地方自治法のいわば職員及び長も含めた中での出てくる部分があるのですが、これがお手元の中で出てくるのかかわらなかつたけれども、では1つ前もって問題提起しておきますと、先ほど保健福祉部長ですか、あたりから出ました福祉保健関係において、例えば先ほど出た脳障害があつた方の名前を教えてくださいといたら教えるのか。あるいは人工透析をやつた人が八千代の国民健康保険で16人いるわけですが、その名前を教えてくださいといたら教えるのか。あるいはまた税金の滞納者の名前を教えてくださいといたら税務課では教えられるのか。あるいはまたみずから進んで聞かれなくても、勝手にそのことを一般町民に他人の情報というものを教えることは妥当なのか。それは違反性はないのかどうか。その点だけ、まずお聞きをしたいと思います。

町長、町長何回か言つて居るのです。前の事件も含めて起訴されたら最高裁まで争うのだと、そういうことをおっしゃつて居るのです。日本全国で、総理大臣であろうが、県会議員、県の知事であろうが、市町村長であろうが、起訴されて、最後まで争つて居るばかりはどこもありません。今までの歴史にない。しかし、それは余りにも自分らがやつてきたことを何か勘違ひしているというか、忘れてきているから、自分で言つたことが。後でよく教えますよ。その2つの点についてお聞きをして、その後ちょっと時間が

ないので、簡潔にやりますけれども、お答えいただければありがたい。

以上です。またあれば、再質問いたします。

議長（大久保 武君） 総務部長。

（総務部長 鈴木一男君登壇）

総務部長（鈴木一男君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の一般質問にお答えいたします。

個人情報保護法について、関連する地方税法違反についてのご質問ですが、地方税法第22条に明記されております秘密漏えいに関する罪については、「地方税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」と規定されております。

また、地方公務員法におきましても、第34条に秘密を守る義務として、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」という規定がございます。

以上のように、税務職員に対しましては、地方税法及び地方公務員法による二重の縛りによる強い守秘義務が課されており、常日頃より法令厳守に心がけ、町民の信頼に応えるべく職務を遂行しているところでございます。

また、全職員におきましても、個人情報保護に関する基本的な方針や行動指針となる八千代町情報セキュリティポリシーが策定され、責任者の配置などの組織的な対策、職員教育研修などの人的対策、情報管理区域の制限などの物理的対策、パスワードの管理による技術的対策などにより、個人情報の保護に努めております。

さらに、各職場内におきましても、課内会議や役付会議において、随時個人情報保護に関する啓発や業務上における課題・問題点などの解決に努めているところでございます。

今後も公正公平な税務事務の推進、適正な個人情報管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大久保 武君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えします。

個人情報保護法に関しては、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的に制定したものであります。

当町においては、法律の第5条、地方公共団体の責務の規定及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じて、平成17年3月25日に八千代町個人情報保護条例を制定し、平成27年9月に、また平成28年3月に条例改正を経て、現在に至っているものでございます。

この条例に従い、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、個人の尊厳の確保と町民の基本的人権の擁護に資するよう努めております。

次に、私の個人情報漏えいに関してでございますが、私は個人情報漏えいはないと認識しておりますので、答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大久保 武君） 再質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 議長の許しをいただきましたので、再質問させていただきます。

今総務部長から、町長から私の質問に対する返答をいただきました。この町長が読んだのは、どこで作成した論文かわかりませんが、基本的には法的な部分ではそういうふうに、いわば個人情報あるいはまたここでいえば町民の個人の知り得た情報を漏らしてはならないと。あるいはまた総務部長からもありましたように、その職にあって知り得た情報は、自分の役場、今の立場で言えば、今居並ぶ中でいけば、部長あるいはまた課長もおられるわけですが、入って1年目の職員も含めて公務員たる者は、その職にあったあるいはまた職を退いた後も、そのことについて個人情報を、やめて5年たってからでも、誰々は何々なのだ、あるいはまた誰々はこういうことなのだという、そういうふうな個人に対するプライバシーに関する問題については、漏らしてはならないのだと。その漏らした場合には、先ほど言ったように、2年の懲役あるいはまたそれに類する中での罰則が規定されているのだと、こういうふうに言っているわけです。

そうすると、それに基づいて話を進めていきますと、私はこの個人情報の保護法における中で、先ほども話に出ました地方税法22条、あるいはまた刑法65条の1項等の流れ

から押していきますと、長たる者の立場でどういうふうなお考えを、先ほど言ったのかわかりませんが、自分が漏らしている、漏らしていない。町長、あなたは今まで私のあれについて、自分も役場職員も一切漏らしていないと言ったのではないですか。そういう答弁なのです。町報、過去に私の質問した5回にわたる町報の中でも、あなたは全て町民に対して、括弧してここには書いていないけれども、大久保敏夫議員が青くなってしゃべっているけれども、俺はそんなものは漏らしていないのだと。個人の保護に関する部分を私は漏らしていないのだと、あなたはこの場で述べたのではないですか。だから、町報に載せたのではないですか、議会の編集を兼ねて。

今は何て答えたのですか。

(「前と同じだよ」と呼ぶ者あり)

13番(大久保敏夫君) では、あれでいいのか。漏らしていないということで。

(「いいのだよ」と呼ぶ者あり)

13番(大久保敏夫君) それでいいのだな。よし。では、漏らしていないという今聞きましたから、先ほどの表現は漏らしていないという表現に議員の皆さん方も受け取ってください。よろしいですね。

今回私が今回の部分で絞って申し上げているのは、税金、滞納、未納も含めた中で、あるいはまた支払う義務の中でのいろんな流れについて、町長あるいはまた職員が漏らしている。

では、町長、あなたが漏らしているというふうに結論づけたとき、あなたはどうします。最高裁まで争うのではなくて、おやめになりますか。

あと、役場の職員も場合によっては道連れになるかもしれない。あなたの犠牲になるかもわかりません。それは日本の法治国家が決めることですから、私が軽々に申し上げるわけにはいかないけれども、しかし私の今までにおける中でいろいろなやりとりを、ここ2年間いろいろ下妻の警察、県警、加えて水戸地検等も含めた中でやりとりの中ででき得たことと、今回の部分においての中においては若干話が違う。今までにおいての中には、千葉県における強制わいせつについては、目撃者が足りなかったと。すぐそばにいた人が見たけれども、周りの人が見る数が足りなかったから、胸をさわってしまったのを目撃者が少ないから。

2つ目は、あの動画の写真の中で三城ゆり子さんに対して、胸、尻、股間、胸をおっ開いて見ている姿、今そこに写真を持ってきましたけれども、そういう事実の中でや

ってきたことも、最終的には八千代町ではオーケーだという話になったのです。八千代町の町長さんならやってもいいのだという理屈がここへ来て組み上がったのです。

だから、私は今回の問題で重要視しているのが、町長が、それ関係する人たちが漏らしても八千代の場合はフォローするから心配するなど、そういう話ができ上がってくるとうると、大変なことになると。八千代町の町民は、常にそういうふうな今1階、2階、3階で職員もやっていますけれども、職務をしていますけれども、彼らが一生懸命やっていることも、あなたの考え方によって、また再度聞き直したら、同じだよ。俺は漏らしていない、そういうことを平気で言うから、私はこのまま八千代町にこのようなことが大久保司町政の中で行政に職員が知り得た事実を漏らさないでいる役場職員のためにも、今回ははっきりさせる必要があるというふうに認識しているから、私は聞いているのです。

町長は、では漏らしていないと。いいでしょう。総務部長、あなたは自分の指揮下にある八千代町職員200を超える方々の総括のそういう事故的なものがあり得たときは、総括する中で、今の時点で八千代町職員にはそういうことが起きているということはある得ないと。いや、可能性はあるかもしれない。そういう言い方も失礼だから、八千代町職員に、自分らの部下にそういうのはあり得ないというふうに思っているかどうか、その1点だけ総務部長にだけ聞きます。

以上です。

議長（大久保 武君） 総務部長。

（総務部長 鈴木一男君登壇）

総務部長（鈴木一男君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の再質問にお答えいたします。

現時点におきまして、職員の中で個人情報等の漏えい等があるかというようなことでございますが、先ほど答弁させていただきましたように、我々には地方公務員においても公務員法ですか、にもありますが、また税務職員につきましては、地方税法において強い縛りがございます。また、個人情報保護につきましては、町全体で取り組んでおるところでございますが、八千代町情報セキュリティポリシー等も作成した中で研修を通して職員には資質の向上ということで徹底しておりますので、現時点においては無いと思います。

以上でございます。

議長（大久保 武君） 再々質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

(13番 大久保敏夫君登壇)

13番(大久保敏夫君) 再々質問させていただきます。

時間も大分、あと残り30分ですが、10分ぐらいで終わるようにして、残業手当は皆さん出ないようです。

今総務部長のほうから返事をいただきました。そういう漏らした職員はいないと思うと、思うですから、いないではなくて。思うということは、いたときは困ったなという話の裏返しだと私は、私の今の気持ちでそう思っているのです。

今回情報漏えい、秘密の漏えい的な部分あるいはまた職員における部分も含めた中で、今回の個人情報保護法と地方自治法違反、それは22条の、刑法65条の1項にかかわる部分で、それは少なくとも町長と職員の連携性の問題あるいはまた町長個人が発言した部分の中であるわけですが、私は全体の皆さん方に申し上げたいのですが、なぜここまで私がこの問題に固執するというか、あるいはまたこだわるのかと、そういうことについて1つ申し上げますと、私は八千代町の町政をしいてから含めてそれらについて私もずっと昭和50年から町会議員を含めた中でやっていきますと、42年にわたってこういう議場に、一年一年休むとき何回かありましたけれども、参画したというか、行政に携わったのです。それは年数でいけば議場にもおられます湯本議員さんは、その上の年数を重ねているわけでありますけれども、基本的にいろんな行政と議会と、行政と町民とのやりとりというのはあるわけですが、しかし何か自分のその立場立場の中において、職員もあるいはまた町長も、何かふっと自分の気が緩んだり、何かに対して何かをなぞらえないと、その場を切り抜けられないようなときに、物事というのは起きるのだということを私は今回の問題で言いたいのです。

現実問題として、私も平成3年から8年間首長をやってきました。私も8年間で役場の中で知り得た情報は、両手に余るほど持っています。また、いろんな経済界、行政官のことも持っています。しかし、それを退いてから平成11年に先ほど総務部長からあったように、その身を退いてからも、それは守らなければいけないのだと、こういう論がありました。それ過ぎて18年たちますけれども、町長時代に知り得たものは一度も漏らしたことはありません。言いたいときは何度かありました。言いたいときは何度も、政治をやっているうちには敵対する場合もありますから、そういうものを含めると、言いたいときもありましたけれども、歯を食いしばって我慢してきました。

ですから、今のこの町政の中で、これから若い職員が、現場にいる部長、課長も、上級職にいる職員も含めて、八千代は今一番大事なときです。私は少なくともあと5年以内に合併しないと食っていけないと思います。食っていける自信があったら、エアコンぐらい入れればいいのです。食っていける自信があるのだったら。八千代一中を建て、東中が建つのであれば、エアコンを盛り込めばよかったですではないですか、国、県の金を使って。東中ができる寸前に、この夏の前に小学校の5つぐらいは入れてあげたらよかったですではないですか。生身の水で何の補助も何もない銭で1億円かかるからという、そんな話を平気で言っている。4億幾らの繰越金をこの前は各委員会で作っているわけです。あした議決するわけですがけれども、会計決算の中で4億幾ら金が余ったから、次に繰り越しと。そういう流れとは話全然違う中でやってきている。

私は、一番今大事なときだと思うから、大きな警鐘を鳴らしているのです。町長がそういうことがあるのであれば、お好きなようにどうぞと、告訴でも何でもしてくださいとおっしゃられました。私のほうでは、正式に告訴をしてあります。多分11月までには結論出ると思います。どういう結論が出るかは、法治国家でありますから。しかし、現実問題として八千代のこの行政を行う中でそういうことが起こり得たのだということは、私はここで一回警鐘を鳴らす必要性があると。そのもとへの責任者は大久保司町長であるということだけは申し述べておきたいと思います。答えは要りません。

私の馬謬を斬る気持ちでこの一般質問をしたということをお申し述べ、なおかつそのときに私の個人情報を知った人の録音テープ、録音テープを起した記録が私の手元に今あります。それをこれだといって見せたいくらいな憤りを今私は持っています。そういうことで、あとは捜査の結果を待ちたいと思います。

終わります。

議長（大久保 武君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

議長（大久保 武君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、あす午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 零時33分）